

# 朝霞駅南口交通安全対策基本構想策定業務委託仕様書

## 1 委託する業務の名称

朝霞駅南口交通安全対策構想策定業務委託

## 2 委託する業務の目的

本業務は、道路空間の再配分が検討されている朝霞駅南口駅前通り、駅西口富士見通線及び周辺道路におけるゾーン30プラスの設定を見据えた面的な交通安全対策の実施に向け、地元自治会・町内会、市、県、警察等の行政機関、埼玉大学等による協議会組織での議論により、東弁財地区での取り組みを参考に、ワークショップでの意見やビッグデータ（ETC2.0等）の活用、交通量調査の結果を基に本エリアを俯瞰的に捉えた交通安全対策に向けた基本構想を策定することを目的とする。

## 3 業務を委託する期間

契約締結の日 から 令和7年3月25日まで  
(令和5年度及び令和6年度の2か年度の継続事業)

## 4 対象エリア

本業務の対象エリアは、県道朝霞蔵線（朝霞駅南口駅前通り）、市道1号線、市道5号線を中心とした朝霞駅南口周辺地区とする。詳細は別紙「業務対象エリア図」を参照。

《代表的な路線の諸元》

| 路線名               | 幅員           |
|-------------------|--------------|
| 県道朝霞蔵線（朝霞駅南口駅前通り） | 約6.5m～約10.0m |
| 駅西口富士見通線          | 約18.0m       |
| 市道1号線             | 約4.5m～約8.0m  |
| 市道5号線             | 約4.0m～約8.0m  |
| 市道703号線           | 約7.5m～約9.0m  |

## 5 委託する業務の内容

### (1) 協議会及びワークショップの開催運営支援

朝霞駅南口駅前通りや駅西口富士見通線、周辺道路を含めたエリア全体における危険箇所の抽出や、効果的な交通安全対策に向けて埼玉大学との連携のもと、協議会及びワークショップを開催する。

①会議の資料作成、議事録作成など、事務局の運営を支援する。

(5回程度を予定)

## ②謝礼金・費用弁償の支払い

協議会参加予定者へ、謝礼金・費用弁償の支払いを行う。参加予定者のうち、利害関係人以外の者（10人程度）に謝礼金と費用弁償を支払うものとする。額は、「朝霞市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、次のとおりとする。

|      |                 |
|------|-----------------|
| 謝礼金  | 会議参加1回につき8,000円 |
| 費用弁償 | 会議参加1回につき2,400円 |

## (2) 交通安全上の課題の分析

- ①過年度のシミュレーション結果やETC2.0等のビッグデータに基づき、交通の流動状況、交通量、ピーク時間スピードの状況を分析するほか、荷さばき等による駐停車車両の状況、自転車や歩行者の通行状況等に関する調査を実施し、当該エリアの安全対策上の課題を埼玉大学と連携し抽出する。
- ②本エリアにおける交通の実態や、交通安全対策上の課題を明らかにし、ワークショップでの意見を踏まえ、対策が必要な箇所を整理する。

## (3) 交通シミュレーションの実施

過年度埼玉大学により実施した県道朝霞蕨線（朝霞駅南口駅前通り）を中心とした交通シミュレーション結果を参考に、埼玉大学との連携のもと、対策を行った場合の効果について比較検証する。

## (4) 埼玉大学との受託研究契約

ワークショップの開催、交通量調査、交通シミュレーションを実施する際には、受注者と埼玉大学との間で受託研究契約を締結し、埼玉大学との連携、適切な役割分担のもと実施する。なお、実施にあたっては、埼玉大学と内容及び金額について十分に調整を行うものとする。

埼玉大学大学院理工学研究科 小嶋 文 准教授

## (5) 基本構想（安全対策）の策定

ワークショップでの検討やビッグデータ（ETC2.0等）の解析データ、交通シミュレーションの結果を基に、効果的で実効性のある安全対策を検討し、基本構想としてとりまとめる。

### ①基本構想のとりまとめ

エリア全体及び主要な地区内道路の交通安全上の課題に基づき、各箇所について交通規制や道路空間の再配分、流入抑制やスピード抑制のためのデバイス等効果的な安

全対策をとりまとめる。

その際、歩行空間の安全確保のみならず、荷さばきや公共交通等、必要な交通機能の確保についても検討すること。また、周辺のにぎわいと連続性や歩行環境の向上等、歩きたくなるまちづくりに配慮すること。

#### ②図面の作成

物理的デバイス（ハンプ等）の交通安全対策内容について、平面図やイメージ図等の資料を作成する。道路空間の再配分を行う道路については、標準断面図を作成する。

#### ③概算工事費の作成

予算要求および国庫補助申請に必要な工事金額の算出を行う。

#### ④基本構想（概要版）の作成

基本構想の内容を分かりやすく周知するための公表資料の作成を行う。

### （6）実証実験の実施

#### ①ハンプ等の設置

協議会で決定した安全対策内容案に基づき、試験的に埼玉大学が保有するハンプ等を2か所程度設置する。また、実証実験に必要な資料の作成、課題の抽出や検証結果などを埼玉大学等と連携して実施する。

なお、実証実験開始時期及び期間については、市との協議により決定する。

### （7）報告書の作成

2か年の実施内容をとりまとめ、業務報告書を作成する。

## 6 成果品

本業務における成果品は下記のとおりとする。また、他に成果品があれば発注者・受注者協議のうえ、発注者の指示のとおりとする。

|                     |      |
|---------------------|------|
| 1. 報告書              | 2部   |
| 2. 基本構想概要版          | 100部 |
| 3. 上記の電子データ（CD-ROM） | 2式   |

## 7 打合せ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は市と打合せを行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については、受託者がその都度議事録を作成した上で、市に提出すること。

また、業務を円滑に遂行するため、逐次担当部署と連絡調整を行うこと。

※なお、別途発注予定の（仮称）駅西口富士見通線改修設計業務と十分な連携を行うものとする。

## 8 担当部署

朝霞市 都市建設部 まちづくり推進課 交通政策係（朝霞市役所 本館5階）

住所 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

電話 048-463-1514（直通）

FAX 048-463-9490

メール mati\_zukuri@city.asaka.lg.jp

## 9 成果品検査

受託者は、各年度の業務完了後、所定の手続を経て、市の検査を受けなければならない。市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに措置を行うものとする。

## 10 支払

市は、各年度の委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受理したときは、年度ごとに一括して委託料を支払うものとする。

なお、契約締結後に消費税法（昭和63年法律第108号）の改正により消費税等の率に変動が生じ、契約の業務に対する契約金額について新税率が適用される場合は、契約を何ら変更することなく、市は契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

また、支払いは予算の範囲内で各年度に完了した業務の出来高払いとする。

## 11 特記事項

### (1) 資料の貸与

業務を遂行する上で必要な資料等は、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料の複製の可否、返却等については市の指示に従うこと。

### (2) 再委託

本業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。

### (3) 法令遵守

業務の実施に当たり、関係法令及び条例を遵守すること。

### (4) 守秘義務

本業務上知り得た情報等については、市の承諾なしに本業務以外で使用してはならない。また、第三者に対し漏えいしてはならない。なお、この守秘義務は契約終了後も継続するものとする。受託者の責により秘密が漏えいし、市が損害を受けた場合、受託者はその損害に対し賠償の責を負う。

### (5) 個人情報の保護及び障害のある方への適切な対応

受託者はこの契約に基づく業務を実施する場合は、別紙のとおり個人情報取扱特記事項

及び障害者差別解消に関する特記仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。

(6) セキュリティ対策

本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。

(7) 瑕疵責任

業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに係る経費は受託者が負担するものとする。

(8) 成果品の管理及び帰属

本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、市に帰属する。また受託者は、著作者人格権を行使できないものとする。受託者は市の許可なく成果品等を第三者に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。

## 1.2 その他

本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行い、指示を仰ぐこと。